

新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の全国的な広がりの中、政府が全都道府県を対象として発令した緊急事態宣言のもと、各都道府県においては、検査・医療提供体制の確保をはじめ、緊急事態措置による外出自粛や休業要請等の住民・関係者が一丸となった取組を進め、5月25日には全都道府県において緊急事態宣言が解除された。

北海道においては、2月中旬からの患者の急増に引き続き、第2波ともいえる感染拡大を経験しており、今後においては、これまでの経験を生かしながら、感染症対策と社会経済活動を両立させていくこととしている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症との闘いは長期化することも見込まれているところであり、検査体制・医療提供体制のさらなる充実のほか、重篤化のリスクが高い方が多く利用する社会福祉施設におけるクラスター対策等、現下の感染症を確実に抑え込みつつ、次なる感染拡大の波に確実に対応できるよう準備を進める必要がある。

また、外出の自粛や観光客の減少などにより、宿泊・旅行業、飲食業をはじめとしたサービス業を中心に消費が著しく減退し、製造業などでも部品・原料調達ができないことによる受注・販売機会の損失の発生が見られるなど、道内の中小・小規模企業の経営環境は大変に厳しい状況にあり、さらに雇用の維持や従業員の生活安定など様々な方面に関しても一段と厳しさを増しつつある。

よって、国においては、より一層スピード感を持った対応が必要であることから、次の事項について早急に対策を講ずるよう強く要請する。

記

- 1 新たな検査方法への対応を含め、検査体制整備への取組に対する財政的支援を継続するとともに、簡易検査キットの開発を含め、検査対象基準の見直し等、さらなる検査体制の充実を図ること。
- 2 次の流行の波に備え、医療機関や社会福祉施設等の医療・介護従事者に対する支援を充実するとともに、感染防護に必要なマスクやゴーグル、防護服等の資機材の確保や計画的な備蓄など、再流行期に不足が生じないよう、国の責任において確保すること。
- 3 国際社会と連携し、感染拡大防止に有効であるワクチンや治療薬を開発し、早期に供給すること。
- 4 住民からの相談対応や検査・患者搬送、積極的疫学調査等、多岐にわたる保健所の感染対策業務に係る経費に対する財政措置を充実すること。
- 5 新型コロナウイルス感染症患者の受け入れに当たり、一般病棟の休止や救急患者の受け入れ停止などにより、大幅な減収を余儀なくされている。また、疑い患者の有無にかかわらず、多くの医療機関において収益が低下しており、経営への大きな影響は避けられない状況となっていることから、減収となった医療機関に対するさらなる財政的支援を行うこと。
- 6 社会福祉施設等でクラスターが発生した場合においても、必要なサービスが提供できるよう、介護職員等の応援体制の構築や職員の確保・定着のための継続的な財政支援を行うこと。

- 7 感染症の影響が長期化し、個人事業主や中小企業の経営悪化が深刻化する中、緊急かつ万全な中小・小規模企業への金融支援対策や各種税の支払い等に関する柔軟な対応、また、業種職種を問わず、個人事業主をはじめ、あらゆる事業者・労働者への支援策の充実や新規学卒者等の採用に対する特段の配慮など、当面の事業継続・雇用維持に万全の対応を行うこと。
 - 8 地域の中小企業の需要喚起に向けた取組を感染収束の各段階に応じ効果的に行うとともに、国による「G o T o キャンペーン」を効果的な事業とするため、時期を逸することなく実施するほか、制度設計に当たっては、これまでの感染状況やそれに起因する地域経済への影響を踏まえること。
 - 9 緊急事態宣言の発出に伴う外出の自粛により、観光業や飲食業をはじめ事業者に多大な影響が生じていること、さらには休業要請に応じた事業者は大きな売上減少に直面したことから、宣言を発出した国の責任のもと事業者への損失補償を行うこと。
 - 10 北海道においては、学校の臨時休業が長期化したことから、その影響を受けた子どもたちに対し、学びの保障に向けたＩＣＴ機器の整備、人的支援、衛生用品の確保など、優先的な環境整備を行うこと。
 - 11 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による景気低迷等に伴い、国税や地方税について、大幅な減収が見込まれることから、地方自治体の財政運営に支障が生じないよう、十分かつ確実な財源措置を講ずること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

2020年7月3日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣

各通

北海道議会議長 村田憲俊